

利用者のために

I 農林業センサスの沿革

1 センサスとは

古代ローマに“センソール”という職の役人がおり、その役職は5年ごとにローマ市民の数などを調査することを仕事としていたことから、センソールが行う調査を“センサス”と呼んでいたといわれている。これによりセンサスとは、通常全てを調査の対象とし、個々の対象に調査票を使って、全般的な多項目にわたる調査を行うことを言うようになった。

2 戦前の農業センサス

農林業統計においてセンサス方式を初めて採用したのは、昭和4年に国際連合食糧農業機関（以下「FAO」という。）の前身である万国農事協会が提唱する「1930年世界農業センサス」の実施に沿って行った農業調査である。しかし、その調査は田畑別、自小作別耕地面積を調査しただけで農家や農業に関する全般的な調査を行ったわけではなかった。その意味で最初の農業センサスは、昭和13年に行われた農家一斉調査であるということができ、この経験を基にそれまでの表式調査（既存の資料及び情報を基に、市町村などが所定の様式により申告したものを積み上げ、統計を作成する調査をいう。）を改め、昭和16年から農林水産業調査規則に基づく農業基本調査（夏期調査及び冬期調査）をセンサス方式で行うこととなった。

しかし、第2次世界大戦末期にはセンサス方式の調査の実施が不可能となり、昭和19年には表式調査に逆戻りし、昭和20年には調査そのものが行われなかった。

3 戦後の農業センサス

戦後、センサス方式の調査として、農家人口調査（昭和21年）、臨時農業センサス（昭和22年。このとき初めて「センサス」という言葉が用いられた。）及び農地統計調査（昭和24年）が実施された。昭和25年に至ってFAOが世界的規模で提唱した1950年世界農業センサスに参加し、我が国における農業センサスの基礎が固まった。その後10年ごとに世界農業センサスに参加するとともに、その中間年次に我が国独自の農業センサスを実施することとなった。

なお、今回の2020年農林業センサスは、戦後15回目の農業センサスである。

また、沖縄県においては、琉球政府時代の昭和26年2月に第1回目の農業センサスが実施され、その後、昭和39年4月、昭和46年10月と2回実施されており、今回センサスは復帰後では1975年農業センサスから10回目、戦後では13回目の農業センサスである。

4 林業センサス

林業センサスは昭和35年から10年ごとに実施してきたが、2005年農林業センサスから、農業と林業の経営を一体的に把握する調査形態となったため、以降5年ごとに実施している。

なお、今回の2020年農林業センサスは、林業センサスとしては9回目である。

また、沖縄県においては、復帰後では1980年世界農林業センサスから7回目となっている。

5 農山村地域調査（農業集落調査）

1950年世界農林業センサスでは集落調査はなく「昭和30年臨時農業基本調査」で農林行政にとって農業集落が農村社会の最小単位として大きな意味を持っていると認識され「共同体」あるいは「集落」の観点を基礎にした農業構造の統計的把握を行う構想のもとに農業集落調査が初めて実施された。

1960 年以後のセンサスでは、農業集落調査は 10 年ごとに実施され、農業集落調査が実施されないセンサスにおいては農業に係る地域調査を別途、追加して実施してきた。

2005 年農林業センサスからは、2000 年世界農林業センサスまでの農業と林業を別々に調査していた体系を改め、農林業・農山村の有する多面的機能を一体的に把握するため、従来の農業集落調査及び林業地域調査を統合した「農山村地域調査」として 5 年周期で実施することとした。

農林業センサスの沿革

昭和25年2月1日	1950年 世界農業 センサス	農業事業体調査		抽出農 家調査 (1/20)
		農家調査	農家以外の農業 事業体調査	
昭和30年2月1日	昭和30年 臨時農業 基本調査	農家調査	農業集 落調査 (標本調査)	
昭和35年2月1日	1960年 世界農林業 センサス	農 業		林 業
		農業事業体調査		林業事業体調査
		農家調査	農家以外の農業 事業体調査	林業地 域調査 (8月1日)
昭和40年2月1日	1965年 農業センサス	農家調査	企業の経 営体調査	農業集 落概況 調査
昭和45年2月1日	1970年 世界農林業 センサス	農 業		林 業
		農業事業体調査		林業事業体調査
		農家調査	農家以外の農業 事業体調査	林業地 域調査 (8月1日)
昭和50年2月1日	1975年 農業センサス	農家調査	農家以外の農業 事業体調査	農村環境 総合調査 (標本調査)
昭和55年2月1日	1980年 世界農林業 センサス	農 業		林 業
		農業事業体調査		林業事業体調査
		農家調査	農家以外の農業 事業体調査	林業地 域調査 (8月1日)
昭和60年2月1日	1985年 農業センサス	農業事業体調査		地域農業 組織化調査
		農家調査	農家以外の農業 事業体調査	
平成2年2月1日	1990年 世界農林業 センサス	農 業		林 業
		農業事業体調査		林業事業体調査
		農家調査	農家以外の農業 事業体調査	林業地 域調査 (8月1日)
平成7年2月1日	1995年 農業センサス	農業事業体調査		農村地域環 境総合調査 (旧市区町 村単位)
		農家調査	農家以外の農業 事業体調査	
平成12年2月1日	2000年 世界農林業 センサス	農 業		林 業
		農業事業体調査		林業事業体調査
		農家調査	農家以外の農業 事業体調査	林業地 域調査 (8月1日)
平成17年2月1日	2005年 農林業 センサス	農林業経営体調査		農村集 落調査 (標本調査)
平成22年2月1日	2010年 世界農林業 センサス	農林業経営体調査		農 山 村 地域調査
平成27年2月1日	2015年 農林業 センサス	農林業経営体調査		農 山 村 地域調査
令和2年2月1日	2020年 農林業 センサス	農林業経営体調査		農 山 村 地域調査

Ⅱ 編集方針及び原資料

1 編集方針

本統計書は、我が国農業集落の農業・農村構造の長期的な変遷過程を地域別に明らかにすることを主目的として編集した。

なお、定義・分類・項目等が各年次のセンサスで相違しているため、掲載した数値には厳密な意味での連続性はないが、農林業センサスとして農業集落調査を開始した 1960 年より掲載した。

また、年次によって把握していない項目等がある場合等、当該年次に掲載していない統計表がある。特に、2005 年農林業センサスでは、農業集落における集落機能、コミュニティ活動等の項目については 2005 年農林業センサスの付帯調査として実施した『農村集落調査』により把握し、その結果は標本調査結果からの推計値であり、その他の年次とは、単純な比較が困難なため、本統計書の「Ⅳ 農業集落内での活動状況」に係る統計表について掲載していない。

2 原資料

本統計書の編集に当たって用いた原資料は次のとおりである。

昭和 35 年は『1960 年世界農林業センサス農業集落調査報告書』、昭和 45 年は『1970 年世界農林業センサス農業集落調査報告書』、昭和 55 年は『1980 年世界農林業センサス農業集落調査報告書』、平成 2 年は『1990 年世界農林業センサス第 11 巻農業集落調査報告書』、平成 12 年は『2000 年世界農林業センサス第 9 巻農業集落調査報告書』、平成 17 年は『2005 年農林業センサス第 7 巻農山村地域調査及び農村集落調査報告書』、平成 22 年は『2010 年農林業センサス第 7 巻農山村地域調査報告書』、平成 27 年は『2015 年農林業センサス第 7 巻農山村地域調査報告書』及び令和 2 年は『2020 年農林業センサス第 7 巻農山村地域調査報告書』から収録した。

Ⅲ 農業集落の概念

1 農業集落とは

市区町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会のことである。農業集落は、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位である。

具体的には、農道・用水施設の維持・管理、共有林野、農業用の各種建物や農機具等の利用、労働力（ゆい、手伝い）や農産物の共同出荷等の農業経営面ばかりでなく、冠婚葬祭その他生活面にまで密接に結びついた生産及び生活の共同体であり、さらに自治及び行政の単位として機能してきたものである。

2 農林業センサスにおける「農業集落」設定経過

(1) 昭和 30 年臨時農業基本調査（以下「臨農」という。）

「農業集落とは、農家が農業上相互に最も密接に共同しあっている農家集団である。」と定義し、市町村区域の一部において農業上形成されている地域社会のことを意味している。

具体的には、行政区や実行組合の重なり方や各種集団の活動状況から、農業生産面及び生活面の共同の範囲を調べて農業集落の範囲を決めた。

(2) 1970 年世界農林業センサス

農業集落は農家の集団であるという点で臨農の定義を踏襲しているが、集団形成の土台には農業集落に属する土地があり、それを農業集落の領域と呼び、この領域の確認に力点を置いて設定した。この意味で農業集落の範囲を属地的に捉え、一定の土地（地理的な領域）と家（社会的な領域）とを成立要件とした農村の地域社会であるという考え方をとり、これを農業集落の区域とした。

(3) 1980 年世界農林業センサス以降

農業集落の区域は、農林業センサスにおける最小の集計単位であると同時に、農業集落調査の調査単位であり、統計の連続性を考慮して農業集落の区域の修正は最小限にとどめることとし、原則として前回調査で設定した農業集落の区域を踏襲した。

(4) 2005 年農林業センサス以降

これまでの農業集落の区域の認定方法と同様に、市区町村の合併・分割、土地区画整理事業などにより従来の農業集落の地域範囲が現状と異なった場合は、現況に即して修正を行い、それ以外の場合は、前回調査で設定した農業集落の区域を踏襲した。

3 調査対象とする農業集落の変更

2000 年世界農林業センサスまでは、農業集落の立地条件や農業生産面及び生活面でのつながりを把握するため、農業集落機能があると認められた地域（農家点在地を除く。）を調査対象としてきた。

2005 年農林業センサスからは、農山村地域資源の総量把握に重点を置いて把握することとしたため、集落機能のない農業集落であっても資源量把握の観点から調査対象とすることとし、全域が市街化区域である農業集落については、農政の施策の対象範囲外であることから調査対象から除外した。

IV 農山村地域調査（農業集落調査）の実施経過

1 実施経過

農山村地域調査（農業集落調査）の実施経過は、次表のとおりである。

調査名	調査規模	調査の目的	主要な調査項目
昭和 30 年 臨時農業基本調査 農業集落調査	1/5 の 標本調査	農業生産や農家生活上から村落共同体における結合関係を明らかにする。	1. 隣保共助的役割（農業水利、共有林野、共同施設から共同作業） 2. 集落における規制（水による規制、農業労働力の規制、生活上の規制） 3. 農業集落の発展段階別の把握（商品生産農業の発展） 4. 農業構造の把握（農地改革の効果、農業生産力構造）
1960 年 世界農林業センサス 農業集落調査	全数調査	農業生産における共同活動及び農民の生活実態を把握する。	1. 共同利用の機械・施設の普及度合、生産物の共同出荷 2. 土地改良の進捗度 3. 自然的条件（傾斜度、土質） 4. 近代的生活用品の普及状況、食生活の状況 5. 農家の生業 6. 賃金協定、耕地価格、農業法人
1965 年 農業センサス 農業集落概況調査	全数調査	共用農業用機械の利用及び生活水準の実態を把握する。	1. 共同利用の機械 2. 食料品の購入先 3. 電気冷蔵庫

調査名	調査規模	調査の目的	主要な調査項目
1970 年 世界農林業センサス 農業集落調査	全数調査	村落構造の実態、生産の場としての土地、共用生産手段及び生活環境を明らかにする。	1. 共用農用手段、農用機械 2. 農業集落の戸数、社会経済的条件、歴史形態及び慣行 3. 土地（基盤整備、土地改良、転用、耕地価格） 4. 生活環境 5. 出稼ぎ、公害、賃金
1975 年 農業センサス 農村環境総合調査	1/7 の 標本調査	農村の都市化現象及び農村と都市の生活環境格差並びに土地利用の実態を把握する。	1. 農業集落の立地条件（D I Dとの関係、法制上の地域指定） 2. 農業集落の世帯構成 3. 総土地面積、土地利用、転用、基盤整備、価格 4. 第二、三次産業の状況 5. 生活環境施設状況
1980 年 世界農林業センサス 農業集落調査	全数調査	農村地域の混住化と農業生産の組織化及び土地利用状況並びに住民の意思決定機構を把握する。	1. 農業集落の世帯構成 2. 農業集落の立地条件 3. 農業集落の土地、水の利用状況と管理機能 4. 農業生産の諸組織化 5. 農業集落の慣行 6. 農業集落の運営と意思決定機構 7. 生活環境
1990 年 世界農林業センサス 農業集落調査	全数調査	農村地域の混住化と農業生産の組織化及び集团的土地利用並びに生活環境の整備状況を明らかにする。	1. 農業集落の戸数、土地 2. 共用の農業用機械・施設 3. 農業集落の集团的土地利用 4. 農業生産の諸組織 5. 農業集落の慣行 6. 生活環境の整備状況
2000 年 世界農林業センサス 農業集落調査	全数調査	農業生産構造の変化や農村地域の生活環境等及び農業生産活動の実態、自然資源の賦存状況等を明らかにする。	1. 農業集落の立地条件 2. 農業集落の戸数 3. 農業集落の耕地等 4. 農業生産 5. 農業集落の慣行 6. 地域・環境資源の保全 7. 農業集落の生活環境
2005 年 農林業センサス 農山村地域調査 （農村集落調査）	全数調査 （農村集落調査は 1/5 の標本調査）	農林業・農山村の有する多面的機能を統計的に明らかにするため、農山村資源の賦存、保全、活用状況等を把握する。	1. 農業集落の立地条件 2. 農業集落の耕地等 3. 地域資源の保全 4. 農業集落の活動の状況（農村集落調査） 5. 農業分野の共同活動等（農村集落調査） 6. 農業集落の生活環境等（農村集落調査）

2010 年 世界農林業センサス 農山村地域調査	全数調査	農山村地域の集落の再生・活性化に資するため、農業集落内でのコミュニティ活動状況や、農山村資源の保全状況を把握する。	1. 農業集落の立地条件 2. 農業集落の戸数 3. 農業集落の耕地等 4. 地域資源の保全 5. 農業集落の活動状況
2015 年 農林業センサス 農山村地域調査	全数調査	農山村地域の集落の再生・活性化に資するため、農業集落内でのコミュニティ活動状況、農山村資源の保全状況や集落を活性化するための取組を把握する。	1. 農業集落の立地条件 2. 農業集落の戸数 3. 農業集落の耕地等 4. 地域資源の保全 5. 農業集落の活動状況
2020 年 農林業センサス 農山村地域調査	全数調査	農山村地域の集落の再生・活性化に資するため、農業集落内でのコミュニティ活動状況、農山村資源の保全状況や集落を活性化するための取組を把握する。	1. 地域資源の保全状況・活用状況 2. その他農山村地域の現況

2 2020 年農林業センサスで変更した調査方法

最も近いＤＩＤ（人口集中地区）及び生活関連施設までの所要時間、農業集落の概況及び総戸数については、行政情報、民間データや国勢調査結果を活用して把握した。

V 統計表の編成

1 統計表の概要

統計表の表章範囲は、全国農業地域及び各都道府県別である。

2 全国農業地域区分

統計表に用いた全国農業地域区分は次のとおりである。

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関 東 ・ 東 山	(北関東、南関東、東山)
北 関 東	茨城、栃木、群馬
南 関 東	埼玉、千葉、東京、神奈川
東 山	山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	(山陰、山陽)
山 陰	鳥取、島根
山 陽	岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	(北九州、南九州)
北 九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分
南 九 州	宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄

- 注：1 沖縄県は、昭和 35 年～昭和 40 年までの数値には含まれていない。
- 2 東京都小笠原村は、昭和 35 年～昭和 40 年までの数値には含まれていない。
昭和 45 年（1970 年世界農林業センサス）ではこれを調査の範囲に含めたが、その時点では、農家は 1 戸も存在しなかった。
- 3 埼玉県については、昭和 45 年（1970 年世界農林業センサス）までは北関東に含めていたが、本統計書においては現在の区分に併せ南関東に含め区分した。
- 4 東京都三宅村は、三宅島の火山活動の影響により調査の実施が困難であったため、平成 17 年（2005 年農林業センサス）の調査の範囲から除外した。
- 5 平成 27 年（2015 年農林業センサス）では、東京電力福島第 1 原子力発電所の事故による避難指示区域（平成 26 年 4 月 1 日時点）に含まれる福島県檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の一部地域の農業集落（259 集落）については調査を実施できなかったため、平成 27 年結果には含まれていない。
- 6 令和 2 年（2020 年農林業センサス）では、東京電力福島第 1 原子力発電所の事故による避難指示区域（平成 31 年 2 月 1 日時点）に含まれる福島県大熊町及び双葉町の農業集落（75 集落）については調査を実施できなかったため、令和 2 年結果には含まれていない。

VI 用語の解説

【農業集落の戸数】

総戸数	(1) 平成 27 年 (2015 年農林業センサス) 以前 農業集落の区域内に居住する農家数と非農家数を合計したものをいう (農業集落の戸数は、調査票により把握したものである。) 。 (2) 令和 2 年 (2020 年農林業センサス) 農業集落の区域内に居住する農家数と非農家数を合計したものをいう (農業集落の戸数は、令和 2 年国勢調査の一般世帯総数結果を活用して集計したものである。「Ⅷ 総戸数の把握」を参照。) 。
農家数	農業集落の区域内に居住する各センサスにおける農家戸数をいう。 (注) 各センサスにおける農家の定義の詳細は、「農林業センサス累年統計書-農業編-」を参照。
非農家数	農業集落区域内に居住する農家以外の一般世帯数 (会社の独身寮に居住している単身者、下宿屋に下宿している単身者などを含める。) をいう。 なお、施設等の世帯 (寮・寄宿舍の学生、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者など) は含めない。
農家率	農業集落の総戸数に占める農家の割合をいう。

【農業集落の立地条件】

D I D (人口集中地区)	国勢調査において、都市的地域の特質を明らかにする統計上の地域単位として決定された地域単位で、人口密度 4,000 人/k m²以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接し、合わせて人口 5,000 人以上を有する地域をいう。 (D I D : Densely Inhabited District)
D I D までの所要時間	農業集落の中心地から農業集落に最も近い D I D の中心地に行く際に主な交通手段 (自動車、バス、電車等) を使った場合の所要時間である。 なお、令和 2 年は、民間データを活用して、交通手段ごとに最も近い D I D まで経路検索し、その移動の際の所要時間である。(「Ⅶ 最も近い D I D までの所要時間の把握方法」を参照。)
最も近い D I D	農業集落の中心地から最も近い D I D (人口集中地区) の地域内にある各施設のなかで、D I D (人口集中地区) の中心地から直線距離が最も近い施設を対象とした。

交通手段	ある場所から別の場所へ向かうための移動手段をいう。
徒歩	乗り物を使用せず歩いて移動する場合をいう。
自動車	自動車を使用して移動する場合をいう。
公共交通機関	バス、鉄道及び船等を使用して移動する場合をいう。
計測不能	以下の(1)～(5)の理由等により所要時間を把握できなかった場合をいう。 (1) 農業集落の中心地から直線距離100km圏内にD I D中心施設がない。 (2) 離島の農業集落であり、かつ、島内に対象施設がない又は定期船等の公共交通機関がない。 (3) 農業集落の中心地から最寄りのバス停又は駅が、対象施設よりも遠い場所にある。 (4) 農業集落の中心地から最寄りのバス停又は駅と対象施設の最寄りのバス停又は駅が同一である。 (5) 検索ソフトの機能上、公共交通機関による経路検索ができない。
都市計画区域	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 5 条に基づき指定されている区域をいう。
市街化区域、市街化調整区域	都市計画法第 7 条に規定する区域をいう。
線引きなし	都市計画区域内であって市街化区域又は市街化調整区域に該当しないものをいう。
用途地域 (昭和 55 年のみ)	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する区域をいう。
住居地域	用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域をいう。
商業地域	用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域をいう。
工業地域	用途地域のうち、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）第 6 条第 1 項に基づき指定されている地域をいう。
農用地区域	農振法第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地等として利用すべき土地の区域をいう。

新産業都市 (昭和 55 年のみ)	新産業都市建設促進法（昭和 37 年法律第 117 号）第 3 条第 2 項及び第 4 条第 1 項に基づき指定されている区域をいう。（※新産業都市建設促進法は平成 13 年に廃止）
振興山村地域	山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項に基づき指定されている地域をいう。
豪雪地帯	豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項に基づき指定されている地域をいう。
特別豪雪地帯	豪雪地帯対策特別措置法第 2 条第 2 項に基づき指定されている地域をいう。
離島振興対策実施地域	離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に基づき指定されている地域をいう。
特定農山村地域	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号。以下「特定農山村法」という。）第 2 条第 1 項に規定する地域をいう。
過疎地域	過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する区域をいう。
半島振興対策実施地域	半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項に基づき指定されている地域をいう。
特認地域	地域振興立法 8 法（特定農山村法、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号））の指定地域以外で、中山間地域等直接支払制度により、地域の実態に応じて都道府県知事が指定する、生産条件の不利な地域をいう。

【農業集落の土地】

総土地面積	農業集落として認定された区域のすべての面積をいう。
耕地	農作物の栽培を目的とする土地のことをいい、けい畔は耕地に含む。
田	耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。
畑	耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。

樹園地	木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1 a以上まとまっているもの（一定のうね幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。
耕地率	総土地面積に占める耕地面積の割合をいう。

【農業集落内での活動状況】

実行組合	農家によって構成された農業生産にかかわる連絡・調整、活動などの総合的な役割を担っている集団をいう。 具体的には、生産組合、農事実行組合、農家組合、農協支部など様々な名称で呼ばれているが、その名称のいかんにかかわらず、総合的な機能をもつ農業生産者の集団をいう。 ただし、出荷組合、酪農組合、防除組合など農業の一部門だけを担当する団体は除いた。 また、集落営農組織についても、農業集落の農業生産活動の総合的な機能を持つ集団と判断できる場合は、実行組合とみなした。
寄り合い	原則として地域社会又は地域の農業生産に関わる事項について、農業集落の住民が協議を行うために開く会合をいう。 なお、農業集落の全世帯あるいは農業集落内の全農家を対象とした会合ではなくても、農業集落内の各班における代表者、役員等を対象とした会合において、地域社会又は地域の農業生産に関する事項について意思決定がなされているものは寄り合いとみなした。 ただし、婦人会、子供会、青年団、4 Hクラブ等のサークル活動的なものは除いた。
農業生産にかかわる事項	生産調整・転作、共同で行う防除や出荷、鳥獣被害対策、農作業の労働力調整等の農業生産に関する事項をいう。
農道・農業用排水路・ため池の管理	農道、農業用排水路、ため池の補修、草刈り、泥上げ、清掃等の農道、農業用排水路及びため池の維持・管理に関する事項をいう。
集落共有財産・共用施設の管理	農業集落における農業機械、施設や共有林などの共有財産や、共用の生活関連施設の維持・管理に関する事項をいう。
環境美化・自然環境の保全	農業集落内の清掃、空き缶拾い、草刈り、花の植栽等の環境美化や自然資源等の保全等に関する事項をいう。

農業集落行事 (祭り・イベントなど)の実施	寺社や仏閣における祭り(祭礼、大祭、例祭等)、運動会、各種イベント等の集落行事の計画・推進に関する事項をいう。
農業集落内の福祉・厚生	農業集落内の高齢者や子供会のサービス(介護活動、子供会など)やゴミ処理、リサイクル活動、共同で行う消毒等に関する事項をいう。
定住を推進する取組	U I J ターン者等の定住につなげる取組に関する事項をいう。 具体的には、定住希望者の募集、受入態勢を整備するための空き家・廃校等の整備等が該当する。
グリーン・ツーリズムの取組	農山村地域における自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動に関する事項をいう。 具体的には、滞在期間にかかわらず、余暇活動の受入れを目的とした取組で、農産物直販所、観光農園、農家民宿を利用したものや、農業体験、ボランティアを取り入れたもの等が該当する。
6次産業化への取組	農業集落で生産された農林水産物及びその副産物(バイオマスなど)を使用して加工・販売を一体的に行う、地域資源を活用して雇用を創出するなどの所得の向上につなげる取組に関する事項をいう。 具体的には、地元農産物の直売、加工、輸出等の経営の多角化・複合化や2次、3次産業との連携による地元農産物の供給、学校、病院等に食材を供給する施設給食、機能的食品や介護食品に原材料を供給する医福食農連携、ネット販売等のI C T活用・流通連携等が該当する。
再生可能エネルギーへの取組	地域資源を利用して行う、再生可能エネルギー(太陽光、小水力、風力、地熱、バイオマス等)の取組に関する事項をいう。 具体的には、農地や林地の転用地への太陽光発電パネルの設置、農業用排水路への発電施設の設置等が該当する。

【地域資源の保全】

地域資源	本調査では、農業集落内にある、農地、森林、ため池・湖沼、河川・水路、農業用排水路をいう。
地域資源の保全	地域住民等が主体となり地域資源を農業集落の共有資源として、保全、維持、向上を目的に行う行為をいう。 なお、地域住民のうちの数戸で共同保全しているものについては含めるが、個人が自らの農業生産活動のためだけに、維持・管理を行っている場合は除いた。

農地	農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条に規定する耕作の目的に供される土地をいう。 なお、2020 年農林業センサスにおける農地の有無については、調査期日時点で公開されている最新の筆ポリゴン（※）情報との整合を確認したうえで決定した。 ※筆ポリゴンとは、農林水産省が実施する耕地面積調査等の母集団情報として、衛星画像等をもとに筆ごとの形状に沿って作成した農地の区画情報をいい、令和元年 6 月に公開されているものを用いた。
森林	森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 2 条第 1 項に規定する「森林」をいい、木竹が集団的に生育している土地及び木竹の集団的な生育に供されている土地も含めた。
ため池・湖沼	次のいずれかの条件に該当するものをいう。 (1) かんがい用水をためておく人工又は天然の池 (2) 川や谷が種々の要因でせき止められたもの (3) 土地が鍋状に陥没してできた凹地に水をたたえたもの (4) 火口、火口原に水をたたえたもの (5) かつて海であったものが湖になったもの (6) その他、四方を陸地に囲まれた窪地に水が溜まったもの
河川・水路	一級河川、二級河川のほか小川等の小さな水流及び運河をいう。 なお、農業用又は生活用の用排水路は除いた。
農業用排水路	農業集落内のほ場周辺にある農業用の用水又は排水のための施設をいい、生活用排水路と兼用されているものも含む。 なお、公的機関(都道府県、市区町村、土地改良区等)が主体となって管理している用水又は排水施設は除いた。
都市住民との連携・交流	地域住民と都市住民が合同で地域資源の保全を行っている場合をいう。 具体的には、地域住民が立ち上げた保全ボランティアの会に都市住民が登録し、一体となってそれぞれの地域資源の保全を行っている場合などをいう。 なお、都市住民とは、農業集落の旧市区町村外の市街化地域や都市的地域に類する地域等の非農家のことをいう。
NPO・学校・企業と連携	地域住民とNPO・学校・企業が合同でそれぞれの地域資源の保全を行っている場合などをいう。 具体的には、幼稚園や小学校等の校外学習の一環としての農業体験などが該当する。

VII 最も近いD I Dまでの所要時間の把握方法

1 使用データ

バス停においては、ジョルダン株式会社のバス停データ（令和 2 年 1 月時点）を使用し、その他の施設については、株式会社ゼンリンの住宅地図調査（令和元年 12 月）に基づくデータを使用し

た。

2 D I D 中心施設の設定

農業集落の中心地（最も建物が集中している地域の中心を示す点）から最も近いD I D（人口集中地区）の地域内にある施設（※）のなかで、D I D（人口集中地区）の重心位置から直線距離が最も近い施設を設定した。ただし、重心位置から1 km 圏内の施設については、施設分類の優先度により中心施設を設定した。

なお、農業集落の中心地から直線距離 100km 圏外の施設は除いた。

（※）以下の表「D I D（人口集中地区）中心施設分類」にある施設をいう。

表 D I D（人口集中地区）中心施設分類

施設分類	優先度（高A→低D）
駅、空港、役所（同一市区町村）	A
道の駅、警察本部、警察署、消防本部、消防署、大学	B
動植物園、水族館、デパート、博物館、美術館、図書館、ホール、会館、短大、高専、高校	C
中央郵便局、普通郵便局、特定郵便局、簡易郵便局、中学校（同一市区町村）、小学校（同一市区町村）	D

3 経路検索条件

(1) 徒歩

幅員 5.5m 以上の道路を経路条件として優先し、徒歩速度は時速 4 km とした。

なお、有料道路は原則、経路条件から除いた。

(2) 自動車

幅員 5.5m 以上の道路を経路条件として優先し、自動車速度は国土交通省がインターネットで公開している「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査」の 12 時間平均旅行速度に設定した。

(3) 公共交通機関

「駅すばあと®（株式会社ヴァル研究所）」（令和 2 年 1 月版）に収録された路線網に準じて経路検索を行った。

4 所要時間の算出

所要時間は、農業集落の中心地から直線距離が近く、かつ上記の条件を満たした同じ種類の施設を最大で 3 施設抽出し、抽出した全ての施設を徒歩、自動車及び公共交通機関別に経路検索したうえで、交通手段別に所要時間が最も短い施設までの結果を採用した。

なお、公共交通機関の所要時間については、農業集落の中心地から最寄りのバス停又は駅までの徒歩の所要時間、到着地のバス停又は駅から対象施設までの徒歩の所要時間を公共交通機関の所要時間に含めた。

また、公共交通機関の待ち時間は、最初にアクセスする場合は 0 分とし、その後に乗り継ぐ際は、平均乗り継ぎ時間とした。

VIII 総戸数の把握方法

1 使用データ

国勢調査の町丁・字等別統計データの一般世帯総数を用いた。

2 総戸数の算出

国勢調査の町丁・字等別統計データの一般世帯総数について、農業集落地図ポリゴンデータ及び建物ポリゴンデータを GIS を用いて、建物棟数の比率により農業集落別に按分して集計した。

IX 利用上の注意

- 1 表中に使用した記号は次のとおりである。
 - 「0」：単位に満たないもの。（例：0.4ha→0ha）
 - 「－」：調査は行ったが事実のないもの。
 - 「…」：事実不詳又は調査を欠くもの。
- 2 統計数値については、集計過程において四捨五入しているため、各数値の積み上げ値と合計あるいは合計の内訳の計が一致していない場合がある。
- 3 本統計のデータについては、農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類の「農家数、担い手、農地など」で御覧いただけます。
【 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noucen/> 】
なお、統計データ等に訂正等があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の統計表等を掲載します。

X お問合せ先

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課

センサス統計室農林業センサス統計第2班

電話：03－3502－8111 内線3667

直通：03－6744－2256

※ 本調査に関するご意見・ご要望は、上記問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

【 <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html> 】